

2-2.安全:もっと、暮らしに安全・安心を

【主要施策】

>>>安全4分野「豪雨、地震、火山噴火、交通安全」対策の推進<<<

ハード対策については、治水対策及び土砂災害対策、緊急輸送道路の法面对策や災害時に孤立する恐れのある地域を結ぶ道路整備、喫緊の課題である融雪型火山泥流対策など、より重要度が高く、効果の大きい箇所から優先的に進めます。

また、近年、登下校中の児童等の列に自動車が入り込む痛ましい事故が相次いでおり、通学路の歩道整備など一層の交通安全対策に取り組みます。

ソフト対策については、東日本大震災でクローズアップされた避難体制の整備に重点を置き、市町村と連携を図りながら、住民への情報提供や避難場所の確保、道の駅の防災拠点化などの各種対策を推進します。

対策方法	分野	豪雨対策	地震対策	火山噴火対策	交通安全対策
①被害抑制、安全の確保		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域の指定 河川改修 土砂災害対策施設整備 道路の冠水対策 孤立地区解消のための道路整備 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の落石対策 市町村への住宅の耐震化促進策の支援 下水道の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> 土石流対策 火山泥流対策 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備 自転車の走行空間の分離
②避難促進		<ul style="list-style-type: none"> 災害情報発信 避難体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有・避難体制の強化 	
③平常時からの意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図の追加作成等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育 住民との連携
対策を優先する箇所		<ul style="list-style-type: none"> 近年被害が発生した地域 人口・資産が集中する地域 行政や経済活動の拠点機能を有する地域 	<ul style="list-style-type: none"> 県庁と地域の拠点を結ぶ道路 中核的医療施設にアクセスする道路 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップにおけるハザードエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 通学路

図表-44 安全4分野における対策の方向性

【豪雨対策】近年被害が発生した地域や人口・資産が集中する地域等における対策の強化

近年被害が発生した地域、人口・資産が集中する地域、行政や経済活動の拠点機能を有する地域等において、河川改修や土砂災害対策を計画的に行うことにより、流域の特性を踏まえた水害対策や被害を最小限に抑制する減災対策などのハード整備を推進します。これに加えて、市町村が取り組む洪水ハザードマップの作成支援や河川基盤情報の高度化と効率化、警戒避難体制の強化等のソフト施策を早急に講じます。

【地震対策】大規模地震の発生に備えた耐震化やソフト対策の推進

平成24年6月にとりまとめた群馬県地震被害想定調査では、3つの活断層における科学的知見に基づき想定される最大クラスの地震により、最大で死者約3,130人、負傷者約17,740人、全壊・焼失建物約72,010棟、避難者約54万人と予測しており、大規模地震の発生に備えた対策を講じていきます。

○ 豪雨・地震時の時系列的な対策

集中豪雨や大規模な地震が発生した直後から、対応すべき対策は刻一刻と変化するため、その時々は何をすべきかを明確にしておくことが必要です。想定される課題に応じて、発災後の経過時間ごとに対応する施策を講じ、被害の拡大を抑えます。

大規模地震・豪雨発生	直接的被災	時間課題	発生3日	～1週間	～1ヶ月	～6ヶ月	～以降
		通信の遮断	情報収集提供	人的・施設被害の収集提供 ・河川災害警戒情報の発信 ・土砂災害警戒情報の発信 ・道路情報の発信 ・浸水想定区域図の活用	その他の災害情報の収集提供		生活再建の情報提供
停電	被災者支援	救助・消火	救助・消火 ・道路冠水対策 ・緊急支援ルートの啓開	危険度判定(建物・宅地) ・被災建築物、宅地の危険度判定	仮設住宅の確保 ・応急仮設住宅の迅速な供給	住宅再建	
ガスの寸断		救急医療	救急医療 ・地域の中核的医療機関への道路確保	給水・トイレの確保 ・防災機能を持つ県立公園の活用	避難所の開設		
水道の寸断	公共交通、ライフラインの確保	帰宅困難者の解消	通信・電気・下水道等の復旧 ・下水道施設の耐震化			鉄道等の復旧	
交通手段の喪失			食料・物資の確保 交通手段の確保				
公共施設の被災	応急復旧工事	重機・資材の確保 ・建設業協会等、各種協会との連携	道路の復旧 ・孤立地区の解消	橋梁の復旧 ・橋梁の耐震化			
建築物の被災	復興支援		技術者の派遣 ・迅速な応急対応を支援する技術者派遣	災害復旧 ・災害復旧工事の実施 ・住宅、建築物の耐震化 ・大規模盛土造成宅地の災害防止			

■の中は具体的な対策を示す。

図表-45 災害時の想定される課題と経過時間別対応施策の状況

【火山噴火対策】噴火に伴う社会・経済的影響の大きい火山における減災対策

社会的・経済的に影響を及ぼす恐れのある活動的な火山については、噴火活動に応じた機動的な対策による被害の最小化を図るため、平常時からの予防対策と緊急時の応急対策からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づくハード・ソフトの両面にわたる対策を推進します。

具体的には、えん堤設置によるハード対策や火山活動の状況に合わせて危険区域の想定等を提供する「リアルタイム火山砂防ハザードマップ」の整備等のソフト対策を推進します。

【交通安全対策】道路交通事故への対策を中心とした安全強化

交通事故は、社会にさまざまな損失をもたらすことから、全ての人が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、交通安全を確保する取り組みを徹底します。

(1) 被害が発生した地域や人口・資産が集中する地域の治水対策

①河川整備計画に基づく河川改修

今後 20 年間で、県管理河川において、対象とする降雨※による河川の氾濫から、家屋の浸水被害を防止するための河川改修を完了させます。具体的には、平成 13 年度から順次地域毎に 20～30 年間の整備内容を定めた河川整備計画に基づく河川改修を進め、平成 34 年度までに完了させます。計画策定後発生した浸水被害については、追加対策の早期着手により、平成 44 年度までに完了させます。

また、洪水被害が発生した地域では再度災害を防止するための河川改修を、人口や資産が集中する地域では更に安全度を高めるための河川改修を進めていきます。

これにより、ハツ場ダム建設等の国が行う治水事業と連携し、水害に強い県土を築き、県民の安全・安心な生活を確保します。

※ 対象とする降雨とは、小河川では1時間に 50mm の降雨、都市部の築堤河川では、近年の被害実績により、1年間に計画規模を超える確率が 1/30 (3.3%) から 1/100 (1%) の降雨で河川毎に設定。



図表-46 今後の改修予定河川